

愛媛県がん対策推進委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛媛県がん対策推進条例（平成22年愛媛県条例第26号）第12条第6項の規定に基づき、愛媛県がん対策推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

2 知事は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することがある。

(会長及び副会長)

第3条 委員会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第5条 委員会は、調査審議のため必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉部管理局医療対策課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。